

2024 Mayor's Cup 足跡追求競技

足跡追及ビギナークラス

150～200 歩 直角・鈍角で構成される。

遺留物品は途中 1 個、最終の合計 2 個とする。印跡は指導手がつける。

指導手は 10m の搜索紐（ロングリード）の末端を保持し犬の後を追従する。

リードによる犬へのコントロールがあった場合は減点対象となる。

その他の規定は上位クラスと同じとするが、物品発見時の犬を褒める動作や再出発における犬を鼓舞する動作は多少許される。

作業を修正するリード捌きや声掛けは減点されるが、正しい作業を褒める事(声掛け)は許される。

足跡追求 1（紐付きクラス）

250～300 歩 鋭角・曲線・鈍角などで構成される。

遺留物品は途中 4 個、最終 1 個の合計 5 個とする。

搜索紐（ロングリード）は 10m とし末端を保持し犬に追従するが紐が張ってはならない。又、紐を手から放し追従することも許されるが 10m より近づいてはならない。

足跡追求 2（紐無しクラス）

追求 1 と同じコースで遺留物品は途中 4 個、最終 1 個の合計 5 個とする。

足跡追求 3（市長杯クラス）

追求 1 と同じコースで遺留物品は途中 1 個、最終 1 個の合計 2 個とする。

1 回戦 90 点以上は 2 回戦、2 回戦は 95 点以上が 3 回戦に進む。

決勝戦は上位 10 頭が選ばれる。

※所有者も当会会員でなければ市長杯の授与はできない。

コースについて

コースは当日競技前に発表されるが 2 日間に渡り競技が行われる場合は前日に発表される。

コースについて全長 250～300 歩程度で全コース同じ歩度とし、曲線を含む直角、鈍角、鋭角（45° 以上）の屈折を含む概ね直線の印跡とし同じ場所を通過（重ならない）よう印跡する。

印跡者はスタート地点手前 2～3 歩に自身の臭いの付いた原臭布を置き、スタート地点に於いて充分印跡し角度をつけて印跡を開始する。

原臭地点・屈折点に犬には目立たない細いピン状の物を印跡用目印として設置するが各屈折が同一場所の設置とは限らない。また、印の無い屈折、屈折の無い直線上や曲線上に印を設置することがある。但し、印跡用目印は競技全犬に同一コース同一場所に設置しなければならない。

遺留物品は直線上又は曲線上の途中に 1～2 個、最終に 1 個設置する

印跡について

足跡臭は各犬の作業直前に第三者（競技助手）による印跡により設定される。印跡は通常の歩様とするが状況により歩幅や強さは調整されるが科目出場全犬が同一になるよう印跡される。

遺留物品

遺留物品は指導手及び審査員が目視確認できる目立たない日用品を使用するが、離れた所から確認できる目立つ物は避け面積の大きい物は丸める畳む等目立たないように印跡真上に設置し全犬同種の物品を使用する。

作業時間について

作業時間はおよそ1歩0.9秒とし、犬に原臭を嗅がせてから最終遺留物品をポイントするまでとするが、犬が遺留物品を発見し再出発するまでの間はタイムを止める事とする。但し、採点は最終物品を発見し犬の元へ行き遺留物品を審査員に提示するまでとする。

作業時間を超過した場合、1秒0.1点の減点とする。作業時間の1.5倍を超過したら中止しそれまでの作業内容の成績とする。

作業時間とリミット(制限)時間はコースと共に発表される。

装備

作業時の装備は首輪・胴輪(ハーネス)等一つに限る。(※胴輪と首輪が一体で機能するものは両方で胴輪とみなす。紐付の科目に於いては2つまで装着可であるが首輪は締まらない構造にする必要がある。)

首輪は引きずる位長いものや重りを付けたものは禁止される。

実施要領と評価

指導手は審査員に申告をし待機する。助手による印跡終了後指導手は審査員の指示により出発点に向かい、犬を原臭地点に停座をさせ審査員の指示によりリードを外した状態で犬に原臭を嗅がせ出発させる。リードを外す際は原臭の手前でも原臭地点でもよいが作業を開始するまでにリードを外しておく必要がある。

犬が出発したら指導手はその場に留まり犬が遺留物品を発見した動作(ポイント)を示したら審査員の指示で犬の元へ行く。この時犬に姿勢を維持するよう1度声視符を発する事が許される。犬の元へ行き審査員に遺留物品を提示し**審査員の指示で作業を再開**する。犬が最終遺留物品を発見し審査員の指示により犬の元へ行き物品の遺留物品を審査員に提示して作業を終わる。

○作業全般を通して自信に満ち平常心を保ちながら安定的かつ意欲的な作業が望ましく、自信の無い態度、緩慢な作業等は減点となる。

○原臭を嗅がせる時、指導手は犬の首輪等を保持してもよいが方向を示す誘導や強い制御は減点の対象となる。

○遺留物品を発見し再出発をするまでの間の犬の姿勢の変更や離脱は減点の対象となる。再出発時に停座させるのは許されるが余分な声視符や誘導的な動作は減点の対象となる。再出発に於ける首輪の保持は出発時と同じく許されるが誘導的な出発は減点となる。

○遺留物品の発見時の姿勢が申告と違う場合は減点となる。又、ポイント時に物品を啜える・足で物品を動かす等の動作が見られたら減点の対象となる。

○遺留物品の元で犬を軽く褒める行動は許されるが、作業途中で行われる指導手による余分な声視符や誘導は減点の対象となる。又、追及作業途中での犬を褒める行動や犬を修正する声等は減点対象となる。

○犬が物品の無い所、印跡者の物と違う物品をポイントし止まった場合は審査員の判断で指導手に犬の元へ行くように指示する。それが印跡者の物である場合は減点なく続行し、印跡者以外の物品或いは物品が無かった場合は基準に応じた減点の上再出発させる。どちらの場合も設定される物品と同じように作業のタイムは止められる。

○犬がコースをカットして進んだ場合作業は継続されるがその部分の点数は失う。

○犬が逆行しても再びコースに戻ることが出来れば競技は継続されるが逆行した部分の点数は失う。逆行しコースに戻ることが出来ない場合は中止する。

失格

○作業中にチェーンによるショックや虐待等が見られた場合即座に作業を中止し失格となり全得点を失う。電気によってコントロールする首輪、スパイクチェーンの使用は禁止するとともに皮首輪も不正がないか審査員又は係員によって確認されることがある。

○会場内で審査員、要員その他や他犬に対し攻撃行動があった場合は失格となり、威嚇行動があった場合も作業を中止することがある。

その他、動物愛護の精神にのっとり人犬ともに楽しく競技することを目的とし、犬に対し虐待とみなされる行為があった場合・意図的な不正があった場合は、その犬だけではなくその指導手の出場犬全犬に失格が言い渡される場合がある。